

## 「個性」と「総合力」

個性ある弁護士たちの力を結集し、  
地元京都をはじめとする  
皆様のあらゆるニーズにお応えいたします。



### 京都総合法律事務所メールマガジン 2025年6月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

梅雨に梅雨前線が消えた?!

それだけでもびっくりなのに、観測史上初の6月に梅雨明け?!

何が起きても不思議じゃない不確実な世の中に立ち向かうツールの一つとして、今月もメルマガを始めます。

厳選した情報とコメントを1つ1分程度でお伝えすることで、皆様の法務免疫力を一緒に高め、

**「京都から紛争をゼロにする。」**

を実現していきたいと思っています。

メルマガ特典である過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等の無料ダウンロードURLは編集後記に記載しています。どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です。

#### <目次>

- 【1】 今月の法律ニューストップ5
- 【2】 京都総合法律事務所の使い方
- 【3】 編集後記

---

## 【1】 今月の法律ニューストップ5

---

### ★チェックしておきたい今月の法律ニューストップ5★

<5位：早期事業再生法成立>

2025年6月6日、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律案」が参議院本会議で可決・成立しました。

2026年中の施行が予定されています。

この法案の画期的なところは、**私的整理に多数決原理を導入**したことです。

企業の再生が必要な場面において、民事再生や会社更生等の法的整理は、商取引債権も含めた全債権が整理の対象となるため、事業再生の現場では、事業価値や収益性への影響が大きいという課題があり、商取引債権はそのまま維持し、金融機関+αの債権者（「対象債権者」といいます）とだけ話し合っ事業の再生を目指す私的整理が活用されています。

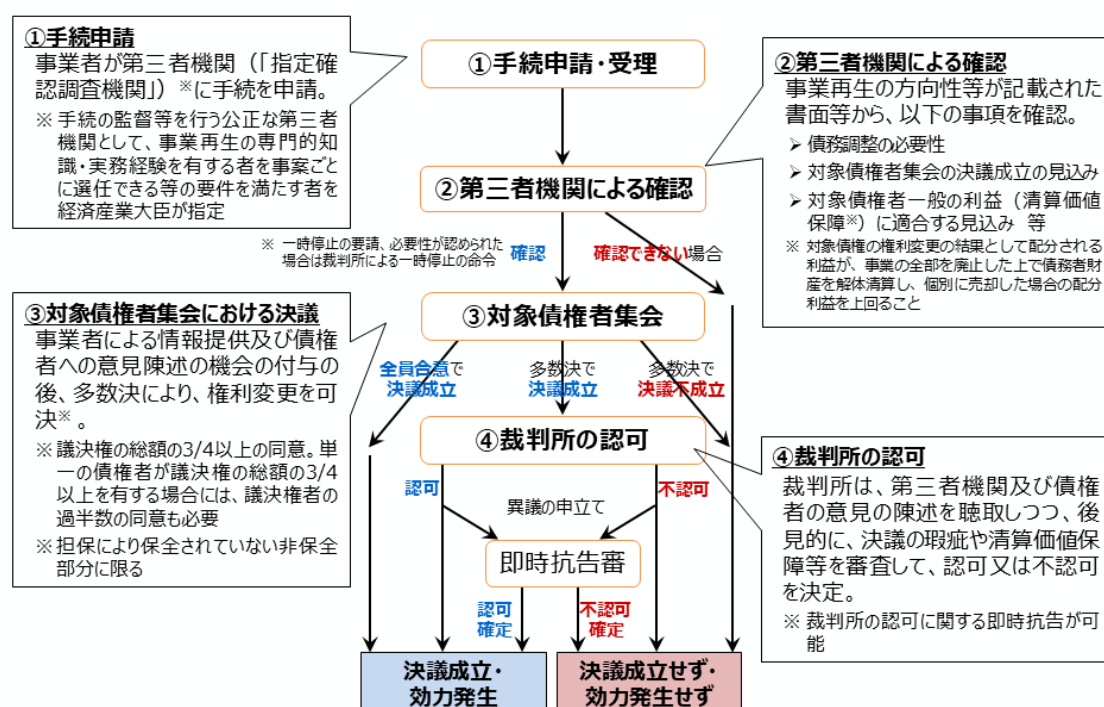
もっとも、この私的整理は対象債権者全員の合意が必要という点がネックになっていました。これを克服するために導入されたのが、この早期事業再生法です。

早期事業再生法による再生スキームは、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、**対象債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意等）と裁判所の認可**があれば、再生計画が発効するというものです。

当事務所は、京都や滋賀の中小企業活性化協議会に弁護士サブマネージャーを派遣しており、私的整理の最前線で中小企業の事業再生に尽力しています。

早期事業再生法もしっかりキャッチアップし、より良い選択肢をご提供できるよう研鑽を重ねます。

この新しい制度の流れについて、経産省HPにわかりやすい図が掲載されていますので、リンクを貼っておきます。



## 早期事業再生法案の概要はこちら（経産省HP）

### < 4 位：技術流出対策ガイドンス >

2025年5月23日、経済産業省が「技術流出対策ガイドンス 第1版」を公表しました。

人口減に伴う国内市場の縮小を背景に、海外にチャンスを求める企業が増えています。そこで注意をしなければならないのが、技術の流出です。

ハードローとしては、外為法に基づく安全保障貿易管理・技術流出防止管理といった規制的手法がありますが、「技術流出の経路の多様化や手法の巧妙化が常に進んでいる状況において、全ての技術流出リスクに対し、規制的手法によって対処することは現実的ではない。」と指摘されており、**自主的な技術流出対策の選択肢**として示されたものがこのガイドンスです。

意図せざる技術流出が生じうるケースとして次の6ケースを念頭に、①②のケースに焦点を当てて解説されています。

#### ①生産拠点の海外進出に伴う技術流出

海外での生産・製品開発を進めるべく、現地に子会社・合併会社を設立して工場を設置したり、海外企業に生産委託を行うケースがある。この場合、現地に移転した設計図面、生産のノウハウ、重要な生産設備などの技術が流出する可能性がある。

#### ②人を通じた技術流出

派遣従業員や退職者なども含めて、自社の技術情報に関わる役職員から技術流出する可能性がある。記録媒体を持ち出してしまうケースや、個人をターゲットとして第三者からの接触やサイバー攻撃などが行われるケースもある。また、優れた技術者を引き抜かれ、ノウハウを失う場合も存在する。

#### ③共同研究

イノベーション創出のために国内外の企業や大学と共同研究を行うケースがある。通常、一方的に技術情報の提供を受けるのではなく、相互に交換するケースが多い。このため、共同研究先が、不適切な意図をもって技術獲得を目指している場合や情報管理が不十分な場合には、技術が流出する可能性がある。

#### ④資金調達

財務基盤強化のために出資や融資を受けるケースがある。資金提供者やその実質的な支配者が技術獲得を目指している場合、相手先が一定の支配力を持つことにより、技術提供を求められたり、技術情報にアクセスされることで、技術流出が生じる場合がある。

#### ⑤取引先との擦り合わせ

部品メーカーや製造装置メーカーとの擦り合わせを行うために、技術情報を交換するケースがある。国内外問わず、これらの取引先の情報管理が不十分なために、技術流出が生じる場合がある。また、取引先自身が、ビジネス拡大のために、獲得した技術情報を、不正な意図・手段に基づき意図的に第三者企業に提供する場合もある。

#### ⑥システム管理（サイバー攻撃）

いずれの企業においてもDXが不可欠な時代であり、多くの重要な技術情報がサイバー空間上で保存・流通されている。このため、システム管理が不十分な場合、サイバー攻撃により技術が流出する場合がある。

また、巻末には「技術流出対策チェックリスト」も備わっていますので、海外展開を考えておられる皆様はぜひご活用ください。

**技術流出対策ガイドンスはこちら**

### < 3 位：譲渡担保法成立 >

2025年5月30日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」が成立し、6月6日に公布されました。2027年中に施行されます。

法務省のHPに

- ・譲渡担保法の概要
- ・整備法の概要

がアップされましたのでご紹介します。

判例法理の明文化以外にも、一部の規律を合理化した部分もありますので要チェックです。

合理化に係る主な内容は次のとおりです。

#### 1. 動産譲渡担保権と他の担保権が競合した場合の優劣関係

第三者から認識しにくい動産譲渡担保権（占有改定による譲渡担保権）があり得るため、**第三者から認識しやすい譲渡担保権（例：登記されたもの）が優先する**ようにルールを変更。

## 2. 裁判所の手続によらない私的実行に関する規律

私的実行は短期間で完了することが多く、設定者の事業再生のための倒産法上の制度を利用する時間的余裕が確保されにくいことから、**私的実行の着手から2週間の経過等までは、実行が完了しない**とするルールを創設。

## 3. 譲渡担保権の破産手続等における取扱い

破産手続等における取扱いについて明文の規定がなく、現状の担保権実行手続中止命令のみでは、債務者の事業継続等が困難になり得るため、**破産手続等において質権と同様に扱われる**ことを明文化するとともに、裁判所による譲渡担保権の実行手続の禁止命令・取消命令を創設。

## 4. 一般債権者の弁済原資を確保するための方策

広範な担保権設定がされれば、一般債権者の弁済原資が枯渇するおそれがあるため、**集合動産・集合債権譲渡担保権の実行後一定期間内に設定者について倒産手続が開始したときに、譲渡担保権者が倒産財団に一定額を組み入れる**制度を創設。

### 譲渡担保法の概要はこちら

整備法では、合計26本の法律が整備されます。

これにより、民法では、債権質権者はこれまで事故の債権額に対応する部分に限り直接取り立てが認められていましたが（民法366条2項）、債権譲渡担保権が債権全額を取り立てることができることと平仄を合わせ、**債権質権者も債権全額を取り立てられる**ようになります。

また、動産・債権譲渡特例法では、動産譲渡登記において動産の所在場所の特定は必須ではなくなり、動産譲渡登記の存続期間が20年に延長され、譲渡担保登記について各種見直しがなされ、所有権留保登記も創設されます。

### 整備法の概要はこちら

## <2位：フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく初勧告>

小学館と光文社がフリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく初勧告を受けました。

### ● 小学館と光文社の違反事実の概要

フリーランスに対し、原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施等を委託していましたが、業務委託をした際に、直ちに、

① フリーランス・事業者間取引適正化等法の明示事項を、書面又は電磁的方法により明示しませんでした。

② 報酬の支払期日を当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払いませんでした。

- 受けた勧告の概要

1. 次の事項を取締役会の決議により確認すること

- ①の行為が、フリーランス・事業者間取引適正化等法3条1項の規定に違反するものであること

今後、フリーランスに業務委託をした場合、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により明示すること

- ②の行為が、フリーランス・事業者間取引適正化等法4条5項の規定に違反するものであること

今後、フリーランスに業務委託をした場合、フリーランス・事業者間取引適正化等法4条1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

2. 違反事実とは別の期間に、違反事実と同種又は類似の内容の業務委託について、フリーランス・事業者間取引適正化等法3条1項及び4条5項の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、適正化のために必要な措置を講ずること

3. 以下について、自社の役員及び従業員に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

- ① 今後、フリーランスに業務委託をした場合、直ちに、明示事項を書面又は電磁的方法により明示すること

- ② 今後、フリータンスに業務委託をした場合、フリーランス・事業者間取引適正化等法4条1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

4. 上記1に基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること

5. 上記1及び2に基づいて採った措置を取引先フリーランスに通知すること

6. 上記1から3までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること

フリーランスは労働法制ではなく下請法制（改め、中小受託事業者法制）の枠組みで保護されるのは、弁護士リチャードソンが2023年3月21日のポストで投稿していたとおりですね。

弁護士リチャードソン @Richaso\_Law · 2023年3月21日

フリーランス保護の法律が「特定委託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」という形で出来上がりつつあるようですね。基本、下請法っぽくて、労働

者的扱いは、妊娠・出産・育児・介護の配慮義務やハラスメント防止等に収まりそうな感じです。なんか労使双方から「なんやねん」って感じになりそう。

そんな弁護士リチャードソンのXをフォローしておくと、最先端の労働情報が自然に身に付きます。

## 弁護士リチャードソンのXはこちら

### <1位：私、特殊詐欺被害未遂に遭う>

先日、080-2984-4240から電話がありました。

見知らぬ番号だと思って通話ボタンを押し、「もしもし？」と言うと、不自然な間があり、とても緊張したような若い男の声で、

「はい。こちら警視庁捜査○課です。」

という声が聞こえました。捜査一課と言ったような気もしますが、知能犯は二課なので違うような気もします。

お！これは！と思ってつい笑ってしまい、

「アハハハ！そういうことをやって楽しいか？」

と聞いてしまいました。

すると、ブチッと電話が切れてしまいました。

もう少しお話ししたかったのに、とても残念です。

特殊詐欺被害未遂ですね。

被害に遭っている人もいると思うと腹立たしくなりましたので、警察官として活躍している大学の先輩と後輩に相談し、通報しました。

皆様、見知らぬ番号にはくれぐれもご注意ください。

### <おまけのYouTube>

- 最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- 最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- 最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- 最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」

- ・ 「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」
- ・ 令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- ・ 最高裁判例解説 何がポイント？運送業者の賃金体系
- ・ 最高裁判例解説 これからどうなる？同一労働・同一賃金
- ・ 未払賃金と割増賃金

[YouTubeはこちら](#)

## 【2】京都総合法律事務所の使い方

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

[リーガルサポートはこちら](#)

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

[契約書サポートプランはこちら](#)

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス。AIと協働し、AIを超える職人的な活動の裏にある想いとは。

[PRTIMES STORYはこちら](#)

### 【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

[ハラスメント相談通報窓口はこちら](#)

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金、薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

[広告チェックはこちら](#)

SNSでの広報活動で炎上しないためのポイントを整理しました。

[ちょこっと弁護士Q&Aはこちら](#)

#### 【カスハラ・クレームガード】

「クレームガード」で「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

[クレームガードはこちら](#)

#### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[社外役員のお問い合わせはこちら](#)

---

### 【3】編集後記

---

6月号いかがでしたか？

メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

[各種無料ダウンロードはこちら](#)

我らが阪神タイガース。交流戦はオープン戦でしたね。日曜日に勝ってくれ  
ると月曜の足取りが軽くなるので、ぜひ来週もお願いします。

石井大智選手。2軍での素晴らしい復帰、本当におめでとうございます。まだ  
ゆっくりで大丈夫です。三者連続三球三振のことをimmaculate inningって言う  
のですね。

輸入元のMLBでは大谷翔平選手が二刀流再開でさっそく自己最速164km/hで  
すか...そのまま漫画にすると中二病と言われそうなストーリー展開がなぜ許さ

れ続けるのか（苦笑）とにかく楽しそうな姿に神様も心惹かれてしまうんでしょうね。

F1。角田裕毅選手は長く暗いトンネルが続いています。外野にできることはただ応援するだけです。必ず青空に辿り着いてくれると信じましょう。

胸熱の展開はブラッド・ピット主演の映画の方で楽しみたいと思います！

Audibleは、真藤順丈さんの「宝島 HERO's ISLAND」を聴きました。

戦後の米軍統治下の沖縄を舞台に、戦果アギヤーとして活躍していた孤児達の人生や沖縄返還までの20年を描いた英雄譚です。

朗読の松本健太さんのウチナーグチも大変素晴らしく、「カフー！」や「アキサミヨー！」と言った囃手のタイミングも抜群でした。

本州の人間が今なお沖縄に負担を負わせ続けている現実を突きつけられ、沖縄で起き続ける重い事件に打ちのめされ、筆者が逃げずに描いた沖縄の姿に正面から向き合う、そんな小説でした。

英雄とは何かを語り合う場面の  
「一旦転がり始めたら止められないものに待ったをかけられるのが英雄よ」  
「この世の法則に抗うのが英雄よ」  
の言葉。

弁護士リチャードソンのXや転送等でこのメルマガを知っていただいた皆様、ぜひご登録いただけますと励みになります。

**メルマガご登録はこちら**

今月も無事配信できてホッとしています。

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

ご連絡はこちら

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

京都総合法律事務所コーポレートサイトはこちら

このメールの配信元： [nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com) 宛先 [nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)

興味が無い場合 [登録解除](#)

京都総合法律事務所 | 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階